

特別記事

長野晃君学位請求論文審査報告

一 論文の構成

長野晃君より提出された学位請求論文「カール・シュミットと国家学の黄昏、一九二〇—一九三二年」の構成は以下の通りである。

序章

第一節 問題の所在

第二節 先行研究

第三節 本稿の構成

第一章 新たな国家学の探求、一九二〇—一九三二年

第一節 独裁・憲法制定権力・機関説批判

第一款 国家学と独裁概念

第二款 独裁の区分と憲法制定権力

第三款 憲法制定権力説に基づく機関説批判

第二節 形式としての決断

第一款 クルト・ヴォルツェンドルフと「純粹国家」

第二款 エーリヒ・カウフマンと「生ける形式」

第三款 「法形式」としての「決断」

第三節 カトリシズム論と代表概念

第一款 イェリネックにおける「代表と代表機関」

第二款 「上から」の代表

小括

第二章 均衡・自由主義・民主主義、一九二三—一九二

七年

第一節 議會制と均衡

第一款 均衡観念と自由主義

第二款 民主主義と同一性観念

第三款 議會解散権と均衡理論

第二節 議會主義論に対する反応とシュミットの応答

第一款 リヒャルト・トーマとモーリッツ・ユリウ

ス・ボン

第二款 ヘルマン・ヘフェレとヴェルナー・ベッ

カー

第三款 シュミットの応答

第三節 直接民主主義

第一款 国民立法手続

第二款 直接民主主義の限界

小括

第三章 国家学構想の挫折? 一九二四—一九二八年

第一節 国家及び国家学の「危機」

第一款 アルフレート・ヴェーバーと近代国家の危機

第二款 ケルゼン『一般国家学』に対する反撥

第三款 シュミットにおける「国家の危機」

第二節 国際連盟批判から「政治的なるもの概念」へ

第一款 Bund 概念からの国際連盟批判

第二款 国家学から「政治的なるもの」へ

第三節 『憲法学』における体系化

第一款 国家・憲法・憲法制定権力

第二款 均衡・市民的法治国家原理・議會制

第三款 代表・同一性・公論

小括

第四章 中立国家を巡る攻防、一九二八—一九三〇年

第一節 統合理論の衝撃

第一款 『国制と憲法』におけるシュミット批判

第二款 統合理論の反響

第三款 シュミットの反応

第二節 中立国家論の展開

第一款 ライヒ大統領の中立権力

第二款 中立権力論から中立国家論へ

第三款 中立国家における職業官吏

第三節 中立国家論の相対化?

第一款 ファシズムによる相対化

第二款 ヨーロッパ近代史による相対化

第三款 ドイツ国家学史による相対化

小括

第五章 経済国家から経済自治へ、一九三〇—一九三二年

年

第一節 多元主義とポリクラシー

第一款 多元主義批判と中立国家論の変容

第二款 ポリクラシーを巡るポーピッツとシュミット

ト

第二節 二つの単行本化作業

第一款 多元主義的全体国家における連邦主義とポリクラシー

リクラシー

第二款 中立国家論の漂流

第三款 「政治的なるもの」の膨張

第三節 フォルストホフとフーバーにおける「自治」

第一款 エルンスト・フォルストホフと地方自治の

危機

第二款 エルンスト・ルドルフ・フーバーにおける

経済国家と経済自治

第四節 経済国家における自治構想

第一款 権威国家の可能性を巡って

第二款 自治精神の復権？

小括

終章

略号一覧

文献一覧

二 内容の紹介

長野君の研究は、今なお毀誉褒貶の甚だしい国法学者カール・シュミットがヴァイマル期に展開した政治思想を、「国家学」という学問分野に注目することで、それに対するシュミットの意識の変化という観点から総合的に叙述するものである。

まず序章では、シュミットの著作を多く出版している

Duncker und Humblot社の編集者ルートヴィヒ・フォイヒトヴァンガーに宛てたシュミット自身の書簡を素材として、論文全体の問題意識が提示されている。つまり、一九二五年に新たな「一般国家学」の必要性を説いていたシュミットが、わずか二年後に国家学の不可能性を断ずるに至ったのはなぜかという問題である。これに関連して、そもそもシュミットはヴァイマル初期にどのような国家学を構想していたのか、また、国家学構想の挫折後のシュミットがヴァイマル末期にどのような国家理論を展開することになったのかといった問いも提示される。ここで長野君は、これらの問いに答えるに際して従来の先行研究（主としてクリストフ・メラーズおよびクリストフ・シェーンベルガー）の不十分な点を指摘し、近年蓄積されつつある伝記的研究に依拠しつつシュミットの政治思想の展開をより精緻に分析すべきであると主張する。

第一章では、『独裁』『政治神学』および『ローマ・カトリシズムと政治形式』という三つの作品を題材に、ヴァイマル初期にシュミットが行った帝政期および同時代の国家学との理論的対決が論じられている。『独裁』においてシュミットは、この概念を国家学の中心概念として歴史的

に叙述しつつ、委任独裁と主権独裁との区別を提示した。ここで重要なのは、シュミットがシイエスの「憲法制定権力」概念に着目し、この議論をゲオルク・イエリネックの機関説と対比して説明していることである。そこには、既存の憲法を超えた存在でありつつそれを根拠付ける「憲法制定権力」を、国家学の内部に取り込もうとするシュミットの試みが存在した。シュミットにとって憲法制定権力において発動される「主権独裁」は法学と無縁な「単なる権力行使」などではなく、既存の憲法によっては捉えられないがまさにその憲法を根拠づけるところの権力だからである。それに続けて『政治神学』においてシュミットは、クルト・ヴォルツェンドルフやエーリヒ・カウフマンといった同時代の法学者たちによる「形式」をめぐる議論を踏まえ、自身の「法形式」論を提示する。それは、行政法上の瑕疵論との連関を意識しつつ、単なる規範に解消され得ない「決断」の契機——決断それ自体の価値はその内容に還元されない——を強調するものであった。さらにシュミットは、『ローマ・カトリシズムと政治形式』において、代表概念について再びイエリネック国家学と対決する。それは、ローマ・カトリック教会の代表原理に全面的に依拠することで、イエリネックの代表概念の矛盾を指摘

するものであった。以上のヴァイマル初期の諸著作から、長野君ははまだ確立するまでには至っていないものの独自の国家学の構築を志すシュミットの意識的な姿勢を読み取っている。

第二章では、『現代議会主義の精神的状況』初版から『国民票決と国民発案』に至る自由主義論と民主主義論が叙述されている。シュミットが「公開性」と「討論」および「均衡」観念を本質的要素とする自由主義と、「同一性」観念に基づく民主主義を峻別し、もはや時代遅れのものとなったと彼がみなす自由主義を痛烈に批判したことはよく知られているが、長野君によると「反自由主義的民主主義者」というシュミット像はかなりの誇張を含んでいる。というのも、明らかに自由主義の系列に属する「均衡」観念それ自体は捨て去られることなく、シュミットが重視する大統領の議会解散権の説明（ヴァイマル憲法二四条解釈）にも援用されているからである。しかしシュミットのこれらの概念的区別は、議会制民主主義を擁護しようとする立場（リヒャルト・トーマやモーリッツ・ユリウス・ボン）からだけではなく、「同一性」観念を大衆民主主義と結び付けて批判する立場（ヴェルナー・ベッカー）からも批判の対象となる。これらの批判に対してシュミットは讓

ることなく反論し、『議會主義論』第二版「前書」においては、「討論」概念の厳密化や「同質性」観念の導入を通じて自説を強化するのみならず、ヴァイマル憲法（七三条三項及び四項）が規定する「国民立法手続」の検討を通じて直接民主主義に関する考察を深めていく。とりわけ『国民票決と国民発案』では、民主主義を錦の御旗にした国民発案の危険性に警鐘を鳴らし、直接民主主義的制度の安易な導入という考えを相対化する。そこに示されているのは、「喝采」への期待——国民なくして国家なく、喝采なくして国民なし——のみならず、均衡の担い手を超える国民に対する警戒心である。

第三章では、国際連盟に関する諸論文に検討を加えたのち、いよいよ論文「政治的なるもの概念」から体系書『憲法学』に至るシュミットの国家観が叙述され、シュミットがなぜ「一般国家学」なるものはや成立し得ないと考えに至ったのが解明されている。アルフレート・ヴェーバーやヘルマン・ヘラーによって国家ないし国家学の危機が論じられるなか、国家を靜態的秩序と連関させて捉えるシュミットの国家は動態化する現代世界のなかで危機に瀕することになる。それに加えてドイツ国家はヴェルサイユ体制のもとさらなる危機に直面する。フラン

ス語で *Société des Nations*、英語で *League of Nations* と表記される国際連盟はドイツ語では *Völkerbund* と称されるのだが、シュミットはその国際連盟論において、国際連盟の *Bund* たる性質を疑問視することで、ヴェルサイユ体制の現状維持と親和的な国際連盟規約の解釈に抵抗した。ヴェルサイユ体制の不当性を固く信じるシュミットにとって、国際連盟は真性の *Bund* であつてはならなかったのだと長野君は主張する。シュミットの国際連盟批判はさらに「政治的なるもの概念」でも繰り返されるが、この著作において、シュミットは友敵対立の極限的可能性から「国民の政治的狀態」としての国家を根拠付けようと試みた。しかしこの試みは同時に、交戦権を奪われたに等しいドイツの国家たる性格を否定しかねず、シュミットは「もはや国家など存在しない」と慨嘆せざるをえなくなった。長野君はこの著作にシュミット国家学構想の決定的な転換点を見出している。これ以降、シュミットはもはや一般国家学など不可能であると認識することになる。このような認識のもと、シュミットは国家学に代わる新たな学問分野を創設するために『憲法学』を執筆する。同書は、憲法制定権力論や自由主義論、民主主義論といったシュミットの従来議論を一つの体系として提示したものであったが、国家

学構想を葬り去ったはずのシュミットは、それでも自身の静態的秩序観を憲法学体系内に温存せざるをえず、それゆえ同書は新たな国家理論を展開するものではなかった。この書はむしろ、国家概念の問題性を巧妙に回避することで成り立っているとの長野君の指摘は手厳しいが的を射ていると言えよう。

第四章で扱われているのは、シュミットの中立国家論である。この理論構築のきっかけは、ルドルフ・スメントの統合理論に対するシュミットの反発であった。『国制と憲法』で展開されたスメントの動態的国家観に抗して国家の静態性を救出しようと試みたシュミットは、「憲法の番人」(一九一九年版)において、バンジャマン・コンスタンの中立権力論を下敷きに、ライヒ大統領の中立権力論を展開し、さらにその議論を拡張させて、職業官吏を含む中立国家論に発展させた。これによりシュミットは、動態化を制約することにこそ憲法の意義があるととして、静態的要素を具体的に示すことでスメントに対抗するという当初の目的を果たすことができたのである。しかしそのような中立国家論は当時の政治的状况に対する抜本的な解決策とは言い難いものであった。そこでシュミットは、イタリア・ファシズムやソ連を引き合いに出して、不可知論的なものにと

どまる中立国家の弱さを暴き出しつつ、『フーゴー・プロイス』において「政党に拘束されない知性」に立脚する積極的な中立国家論を展開する。スメントの統合理論を「弱々しい極めて問題含みな防止策」であると断じたシュミットであったが、それではシュミットが代案として提起したこの積極的中立国家論は十分な答えとなっていたであろうか。この問いに対して長野君は「曖昧な(国民精神)への訴えが示しているのは、それすら何の解決策にもなり得ないのではないか、というシュミット自身の扨拭し得ない疑念」の現れであろうとこの章を結んでいる。

第五章で論じられているのは、ヴァイマル末期の混乱の中でシュミットが示そうとした国家構想が経済といかなる関係を有していたかという問題である。国家と経済の関係の問題は前章で扱われた「不可知論的中立国家」の無力性に対する批判においてもすでに顕在化していたが、世界恐慌後のドイツにおいて、国家が断固たる姿勢で経済に介入し、「計画」を遂行していかなければならなかったが故に、より深刻な問題であった。シュミットは、経済に対する国家の中立性がもはや成立しえない現代の「経済国家」においてドイツの多元的状况が一層深刻化しているという認識のもとで、公経済の担い手の多元性を特徴付ける概念

であるヨハネス・ポープピッツによって導入されたポリクラシーをめぐる議論からも刺激を受けつつ、多元主義、ポリクラシーおよび連邦主義の三概念を再考していった。その成果と言える『憲法の番人』（一九三二年版）においてシユミットは、多元主義に対する防波堤としての役割を連邦主義に託すと共に（シユミットが連邦主義に対する苛烈な批判者に転ずるのは一九三二年七月の「プロイセン解体事件（いわゆるパーベン・クーデター）」以後である）、多元主義を促進する勢力と化した地方自治を拒絶した。しかしながら、国家と社会とを区別しえない「全体国家」状況は中立国家論の基盤を大幅に掘り崩すものであり、『政治的なるもの概念』（一九三二年版）における全体国家論もそのような認識に貫かれていた。中立理論をもってメントの統合理論に対抗するという当初のシユミットの戦略は、ここに至ってメントのアクチュアリティを逆に証明してしまおうという皮肉な結末を迎えてしまったのである。さて、シユミットの全体国家論をそれぞれの仕方で発展させたのが、シユミットの二人の弟子であるエルンスト・フォルストホフとエルンスト・ロドルフ・フーバーである。フォルストホフが公法上の社團概念の研究により、国家から区別された公的領域に根差していた地方自治の危機的状

況を描き出したのに対して、フーバーは師であるシユミットの全体国家論を完全には受け入れることなく、公的領域で豊かに発展しつつある「経済自治」の可能性を指摘した。これらの議論を受けてシユミットは、国民投票の正統性に立脚した権威脱却のための基本方針に定め、強力な国家を通じて脱政治化政策——強力な国家と健全な経済——を説いた。しかしながらこうした主張も結局は弟子フーバーの議論の借用に過ぎず、シユミット独自の経済自治論は十分な発展を見せることなく終わったというのが長野君の解釈である。

終章では、その後のシユミットの時代診断を第二次大戦後のドイツにおける国家学の衰退状況に触れつつ概観した後、長野君はシユミットの国家概念を捨て去ることで開かれる新たな学際的な国家学構想の可能性についても言及している。本研究はそのような国家学構想に対して現代の政治学がどのように貢献しうるのかという問いを開かれた問いとして残しつつ閉じられている。この問いはおそらく長野君の今後の研究を導く問いでもあるのだろうか。

三 評 価

カール・シュミットの『政治的ロマン主義』刊行百周年にあたる本年であるが、政治理論の分野で「シュミット・ルネッサンス」(古賀敬太)とも呼ぶべき状況が生まれている。その火付け役ともなったのはドイツにおけるラインハルト・メーリングによる、未公開資料をふんだんに用いた浩瀚なカール・シュミットの伝記的研究 (Reinhard Mehring, *Carl Schmitt. Aufstieg und Fall*, München 2009) およびそれを補完する形で公開された二冊の論文集 (ders., *Kriegstechniker des Begriffs. Biographische Studien zu Carl Schmitt*, Tübingen 2014 および ders., *Carl Schmitt: Denken im Widerstreit. Werk-Wirkung-Akhnahat*, Freiburg und München 2017) であろう。このシュミット・ルネッサンス現象はドイツのみならず英語圏やスペイン語圏でも確認できるが、日本もそれに遅れをとりてはいない。古くからシュミット研究に従事してきた古賀敬太を筆頭に北海道大学の権左武志、東京大学の和仁陽、南山大学の太竹弘二、東洋大学の竹島博之といった気鋭の学者の野心的論考がここ二十年ほどのあいだに相次いで公開されているが、初期シュミットの民主主義理論に関して北海道大学から博士号を取得した松本彩花など若手研

究者の台頭も著しい。そのような日本の研究状況において、最も注目を集めている若手研究者が長野晃君であり、本博士論文は、これまでに長野君が発表してきた論考を整理し直し稿を改めた作品である。

本論文が画期的研究であることを以下において三つの切り口から評価したい。

まず資料面に関してであるが、本博士論文は二〇一八年をもって公刊が完了したヴァイマル期のシュミットの日記帳全体や近年公刊された資料、とりわけシュミットの同僚や弟子との往復書簡も積極的に活用しつつ、先述のメーリングの研究を要所所で押さえた、恐らく世界でも初の学術論文であり、その獨創性は極めて高い。もっともその獨創性は極めて専門的な議論のなかにはめ込まれているので、専門外の読者にとっては認知されにくいという憾みがなくもない。もっと積極的になぞからの議論の獨創性をアピールしてもよかつたと思われる。

次に内容面に関してであるが、先述のような「シュミット・ルネッサンス」の現況のなかで、本研究の最大の特徴は、国家学、ないしは一般国家学をめぐる様々な法学者たちとの論争的文脈のなかにヴァイマル期のシュミットの著作を位置づけて分析している点である。シュミットに

とって国家概念が重要であることは誰しもが認めることであるが、そこに焦点を当てようとする研究は奇妙なことに稀有であった。しかしこの時期のドイツは、国家学の百花繚乱状態であった。ブルンチエリの *Allgemeine Staatsrecht*, 1852 は、加藤弘之によって翻訳され（『国法汎論』）、明治期の日本ではよく読まれていた。またゲオルク・イエリネクの *Allgemeine Staatslehre*, 1900 は、この分野の金字塔である。これにハンス・ケルゼンの *Allgemeine Staatslehre*, 1925、スメントの *Verfassung und Verfassungsrecht*, 1928、そしてヘルマン・ヘラーの *Staatslehre*, 1934 などの著作が続く。長野君の博士論文はこうした一般国家学研究の文脈のなかにシュミットを定位するものである。

ところで近年のシュミットブームのなかで、多くの政治学者は「一般国家学」から目を逸らし、シュミットのセンチシヨナルな議論に目を奪われ、ラディカル・デモクラシーや「例外状態」といった流行りの議論と連関させてシュミットを論じがちである。長野君の論文は、当時のドイツにおける国家学のコンテクストを復元しつつ、このなかにシュミットの政治理論を位置づけ直し、「国家学の不可能性に対する意識」という、従来のシュミット解釈を反

転させたような大胆な切り口からそれを捉えようとする意欲的、かつ真摯な試みである。

さらにはシュミットのテキスト解釈における、これまであまり指摘されることのない独創性も高く評価しうる。例えば第二章の均衡観念についての叙述に見られるように、従来のシュミット研究ではさほど積極的に取り上げられなかった論点が掘り下げられている。またとりわけヴァイマル末期のシュミットの状態理論について、それがスメントの『国制と憲法』 *Verfassung und Verfassungsrecht* との対抗関係から展開された「中立国家 *neutraler Staat*」をめぐるものであると位置づけられ、大統領独裁論に必ずしも還元されない様々な理論的可能性と限界がそこにあることも指摘されている。日本では、とりわけ丸山眞男の「超国家主義の論理と心理」で引用されるシュミットの「中性国家」がよく知られている（長野君が「中立国家」と呼ぶものを丸山は「中性国家」と訳している）。丸山はこれを近代国家の規範的モデルとし、これとの対比で天皇制国家の「超国家主義」を論じており、それはそれで有意義でもあったのだが、そこでの丸山の記述があまりにクリアであり、わが国での影響力も多大であったことによって、シュミット自身による「中立国家論」の理論展開を追い、

その射程を確認するという作業がなされないままであった。長野君の博士論文は、こうした研究上の欠損を見事に埋めており、この点でも高く評価されるべきである。

三点目に本論文を評価しうるのは形式面である。学術論文として、当然に本論文で展開されている議論には批判や反論もありうる。しかしシュミットの思想的展開を、同時代の法学者たちとの私的・公的関係に渡って、生き生きとそれを追体験させてくれる文体は見事である。

もっともこの点は逆に本論文の欠点ともなっているとと言える。というのも、本論文はシュミットの思索活動をヴァイマル期である一九二〇年から三二年のわずか十二年間に限定し、しかもほぼすべての論点を禁欲的なまでに当時の国家(学)理解の転換との関連で解釈しようとするものであり、しばしば「ヤヌス」にも模せられる多面的な思想家であるシュミットの(これまで看過され続けてきた)極めて限定的な一側面に絞って論じられているからである。そこに物足りなさを感じる読者も少なくはないだろう。

また長野君は、シュミットがボダン、グロテイウス、モントেসキュー、ルソー、シイエス、コンスタン、J・S・ミルなどから一定のインスピレーションを得ていると述べているが、それらの思想家の著作への言及がほとんどない

ことにも違和感を覚える。モントেসキュー、ルソー、J・S・ミルに関しては典拠が示され(ルソーを除いて)ごくごく簡単な説明が付されているが、それ以外については説明も典拠もない。これもないものねだりなのかもしれないが、シュミットがこれらの思想家のどの著作のどの部分をどのように解釈し、自らの理論に取り入れていったかといった議論も展開してくれば、一層多くの思想史研究者の関心を引くことになるのではなかったか。

文献の表記について、ドイツ政治思想(史)の研究書におけるドイツ式の表記法が英語の文献に対しても適用されている点にも違和感がある。例えば Quentin Skinner, *From the state of princes to the person of the state*, in: *Ders., Visions of Politics*, Bd. 2, Cambridge 2002, S. 368 ff. といった表記がそれである。また通常、学術論文ではなく、法律の条文で用いられる、章・節・款という章立ての単位が用いられている点も気になった。

最後に、先に本論文の優れた点として資料利用の豊富さを指摘しておいたが、それはすでに公刊されている資料に限定されたものであり、未公刊資料の発掘を為しえていない点は本論文の限界と言える。未公開資料も現在ではノルトライン・ヴェストファーレン州のアーカイヴで比較的

容易に閲覧できるので、長野君には是非ともドイツへの本格的な資料収集の留学を勧めたいところである。

以上のように問題や課題は残るものの（その多くは単なるないものねだりである）、それらは全体としての本論文の価値をいささかも損なうものではない。本論文が頗る独創的で、世界的に見ても極めて高い水準にある内容を有していることは既に述べたとおりである。

したがって、審査員一同は、本論文を博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしいと判断し、その旨をここに報告する次第である。

令和元年九月一日

主査	慶應義塾大学法学部教授	萩原 能久
法学 研究科 委員		
副査	慶應義塾大学法学部教授	堤林 剣
法学研究科委員・Ph.D.		
副査	成蹊大学法学部教授・Ph.D.	野口 雅弘

出口雄一君学位請求論文審査報告

1. はじめに

出口雄一君が提出した博士学位請求論文『戦後法制改革と占領管理体制』（慶應義塾大学出版会、二〇一七年、全五〇四頁）は、第二次世界大戦後の我が国の占領期（一九四五～五二（昭和二〇～二七）年）における「法制改革」の実態と同時期の「法的構造」を実証的に解明した作品である。同書のプランは、下記の目次に示されるとおり、二部からなる同書の構成に反映している。すなわち、その第一部で「法制改革」の実態が、日本国憲法の趣旨の下に全面改正が及んだ刑事訴訟法（昭和二三年法律第一三二号）の制定過程を中心として、隣接する他の法領域との関連の下に克明に資料的に再構成される。そして第二部では、「連合国による軍事占領を法的に担保した」（同書一頁）とされる「『ポツダム』宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」（昭和二〇年勅令第五四二号、いわゆる「ポツダム緊急勅令」）に基づき、占領終結まで実に五二六本の発令